宍粟市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年２月９日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第３号

宍粟市物品管理規則の一部を改正する規則

第１条　宍粟市物品管理規則（平成17年宍粟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（保管責任者） 第11条　［略］ ２　前項により保管の責任を有する者が故意又は重大な過失により、その保管物品を亡失又は損傷し、市に損害を与えたときは、法第243条の２の規定により弁償の責めを負わなければならない。	（保管責任者） 第11条　［略］ ２　前項により保管の責任を有する者が故意又は重大な過失により、その保管物品を亡失又は損傷し、市に損害を与えたときは、法第243条の２の２の規定により弁償の責めを負わなければならない。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

第２条　宍粟市物品管理規則の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改　正　前	改　正　後
（保管責任者） 第11条　［略］ ２　前項により保管の責任を有する者が故意又は重大な過失により、その保管物品を亡失又は損傷し、市に損害を与えたときは、法第243条の２の２の規定により弁償の責めを負わなければならない。	（保管責任者） 第11条　［略］ ２　前項により保管の責任を有する者が故意又は重大な過失により、その保管物品を亡失又は損傷し、市に損害を与えたときは、法第243条の２の８の規定により弁償の責めを負わなければならない。
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。